



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 蛇の目ミシン工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 大場 道夫
(コード:6445、東証第一部)
問合せ先 総務部長 松田 知巳
(TEL. 042-661-3071)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、平成 28 年 6 月 17 日開催予定の第 90 回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 17 日開催予定の第 90 回定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。また、その他、条文の新設・削除に伴う条数の変更、語句の修正等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 17 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 17 日 (金曜日)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集者および議長) 第13条 総会は法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長がこれを招集し、その議長にあたる。 社長に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにかわる。</p> <p>第14条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は<u>13名以内とする。</u></p> <p>(選任) 第19条 取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずしてこれを開くことができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集者および議長) 第13条 総会は法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長がこれを招集し、その議長にあたる。 社長に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により他の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>がこれにかわる。</p> <p>第14条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>は10名以内とする。 <u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の5日前<u>まで</u>に各取締役に対して発する。 ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずしてこれを開くことができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(役付取締役) 第24条 取締役会はその決議をもって取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>第25条～第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第31条 当会社は監査役を置く。 当会社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選任) 第32条 監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。</p> <p>(任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(常勤監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会) 第35条 当会社は監査役会を置く。 監査役は監査役会を構成する。 監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</p>	<p>(重要な業務執行の委任) 第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(役付取締役) 第25条 取締役会はその決議をもって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>—以下条数繰り下げ— 第26条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会) 第32条 当会社は監査等委員会を置く。監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>) 第36条 監査役会の招集通知は、会日の5日前に各監査役に対して発する。 ただし、<u>監査役全員の同意があるときは、招集の経路を経ずしてこれを開くことができる。</u></p> <p>(<u>監査役会規則</u>) 第37条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(<u>報酬等</u>) 第38条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>監査役の実任免除</u>) 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第40条～第42条 (条文省略)</p> <p>(中間配当) 第43条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条の5の規定に従い中間配当をすることができる。 中間配当の有無、金額その他必要な事項は、前項の日から3月内に取締役会で定める。</p> <p>第44条 (条文省略)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、<u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の経路を経ずしてこれを開くことができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>) 第34条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>—以下条数繰り上げ— 第35条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条の5の規定に従い中間配当をすることができる。 中間配当の有無、金額その他必要な事項は、前項の日から3月<u>以内</u>に取締役会で定める。</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>附則 (<u>監査役の実任免除に関する経過措置</u>) <u>当社は、第90回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前</u>の行為に関し、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>